が		
改正後	改正前	
Ⅱ 個人情報・個人データ	Ⅱ 個人情報・個人データ	
(問Ⅱ-1) ~ (問Ⅱ-2) [略]	(問Ⅱ-1)~(問Ⅱ-2) [略]	
(問Ⅱ-3)「個人情報」と「個人データ」の違いは何か。	(問Ⅱ-3)「個人情報」と「個人データ」の違いは何か。	

(答)

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、

- ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
- ② 個人識別符号が含まれるもの のいずれかに該当するものをいいます(個人情報保護法第2条第 1項)。

一方、「個人データ」とは、こうした「個人情報」を容易に検索することができるように体系的にまとめた「個人情報データベース等」(問Ⅱ-4参照)を構成する「個人情報」をいいます(個

(答)

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、

- ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
- ② 個人識別符号が含まれるもの のいずれかに該当するものをいいます(個人情報保護法第2条第 1項)。

一方、「個人データ」とは、こうした「個人情報」を容易に検索することができるように体系的にまとめた「個人情報データベース等」(問Ⅱ-4参照)を構成する「個人情報」をいいます(個

人情報保護法第 16 条第 3 項)。つまり、「個人情報」は、「個人情報データベース等」を構成した時点で「個人データ」でもある「個人情報」になり、一方、「個人情報データベース等」を構成していない「個人情報」は「個人データ」ではない「個人情報」になります。

「個人情報」が「個人情報データベース等」に入力され「個人データ」に該当した場合、「個人データ」ではない「個人情報」の場合よりも個人情報取扱事業者(通則ガイドライン 2-5 参照)の遵守すべき事項が多くなります(個人情報保護法第 22 条~第30 条)。

※法第 23 条に定める「その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」には、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。また、法第26 条に関し、規則第7条第3号関係に規定する「個人データ」には、「当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているもの」が含まれる。

なお、「個人データ」のうち、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全てに応じることのできる権限を有するもの(政令で定める一定要件を満たすものを除きます。)を「保有個人データ」といいますが(個人情報保護法第16条第4項、通則ガイドライ

人情報保護法第 16 条第 3 項)。つまり、「個人情報」は、「個人情報データベース等」を構成した時点で「個人データ」でもある「個人情報」になり、一方、「個人情報データベース等」を構成していない「個人情報」は「個人データ」ではない「個人情報」になります。

「個人情報」が「個人情報データベース等」に入力され「個人データ」に該当した場合、「個人データ」ではない「個人情報」の場合よりも個人情報取扱事業者(通則ガイドライン 2-5 参照)の遵守すべき事項が多くなります(個人情報保護法第 22 条~第30 条)。

なお、「個人データ」のうち、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全てに応じることのできる権限を有するもの(政令で定める一定要件を満たすものを除きます。)を「保有個人データ」といいますが(個人情報保護法第 16 条第 4 項、通則ガイドライン2-7)、「保有個人データ」については、個人情報取扱事業者の遵守すべき事項が「個人データ」の場合よりも更に追加されます(個人情報保護法第 32 条~第 37 条)。

ン 2-7)、「保有個人データ」については、個人情報取扱事業者の 遵守すべき事項が「個人データ」の場合よりも更に追加されます (個人情報保護法第 32 条~第 37 条)。

(参考) [略]

(問Ⅱ-4)~(問Ⅱ-8) 「略]

Ⅳ 安全管理措置等

(問IV-1) 安全管理措置の内容は個人情報保護法と各業法のどちらでも義務化されているが、求められていることはどう違うのか。

(答)

各業法の体系において、監督指針等に以下の規定が盛り込まれていることからも分かるように、基本的に個人情報保護法の体系及び各業法の体系で求めている措置は同じです。ただし、措置の対象となっている情報の範囲などに若干の違いがあります。

- 個人である顧客に関する情報については、各業法施行規則等の規定に基づき、その安全管理及び従業者の監督について、 当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要か つ適切な措置として以下の措置が講じられているか。
  - 金融分野ガイドライン第8条及び第9条の規定に基づく

改正前

(参考) [略]

(問Ⅱ-4)~(問Ⅱ-8) 「略]

Ⅳ 安全管理措置等

(問IV-1) 安全管理措置の内容は個人情報保護法と各業法のどちらでも義務化されているが、求められていることはどう違うのか。

(答)

各業法の体系において、監督指針等に以下の規定が盛り込まれていることからも分かるように、基本的に個人情報保護法の体系及び各業法の体系で求めている措置は同じです。ただし、措置の対象となっている情報の範囲などに若干の違いがあります。

- 個人である顧客に関する情報については、各業法施行規則等の規定に基づき、その安全管理及び従業者の監督について、 当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要か つ適切な措置として以下の措置が講じられているか。
  - ・ 金融分野ガイドライン第8条及び第9条の規定に基づく

### 措置

- 実務指針Ⅰ、Ⅱ及び別添2の規定に基づく措置
- 個人である顧客に関する情報の取扱いを委託する場合には、 各業法施行規則等の規定に基づき、その委託先の監督につい て、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必 要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。
  - ・ 金融分野ガイドライン第 10 条の規定に基づく措置
  - 実務指針Ⅲの規定に基づく措置

個人情報保護法では、安全管理措置の対象は<u>「個人データ」とされています</u>。したがって、例えば、金融機関自身の雇用管理情報や株主情報の中に含まれる個人データ、法人顧客に関する情報の中に含まれる個人データなど、個人顧客に関する情報でないものも措置の対象となります。なお、「個人データ」を対象とする安全管理措置の中には、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる点に留意する必要があります。

一方、各業法の体系においては、安全管理措置の対象は「個人顧客情報」とされており、金融機関自身の雇用管理情報や株主情報の中に含まれる個人情報、法人顧客に関する情報の中に含まれる個人情報は、措置の対象外となります。

### 措置

- 実務指針Ⅰ、Ⅱ及び別添2の規定に基づく措置
- 個人である顧客に関する情報の取扱いを委託する場合には、 各業法施行規則等の規定に基づき、その委託先の監督につい て、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必 要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。
  - ・ 金融分野ガイドライン第 10 条の規定に基づく措置
  - ・ 実務指針Ⅲの規定に基づく措置

個人情報保護法では、安全管理措置の対象は<u>「個人データ」に限定されています。つまり、「個人情報データベース等」を構成していない個人情報は安全管理措置の対象ではなく、反対に、「個人情報データベース等」に含まれていれば、</u>例えば、金融機関自身の雇用管理情報や株主情報の中に含まれる個人データ、法人顧客に関する情報の中に含まれる個人データなど、個人顧客に関する情報でないものも措置の対象となります。

一方、各業法の体系においては、安全管理措置の対象は「個人顧客情報」とされており、金融機関自身の雇用管理情報や株主情報の中に含まれる個人情報、法人顧客に関する情報の中に含まれる個人情報は、措置の対象外となります。

改正後 (問IV-2)~(問IV-4) [略]

(問Ⅴ-1) 「略]

Ⅴ 漏えい等報告

(問V-2) 個人データ等の漏えい等が発生した場合、金融機関は個人情報保護委員会又は監督当局に報告する義務を負うか。

(答)

金融機関は、個人データ等の漏えい等が発生した場合、以下のと おり、個人情報保護委員会又は監督当局に報告する義務又は努力 義務を負います。

(1) 個人情報保護法に基づく報告(金融分野ガイドライン第 11 条 第 1 項前段:義務規定)

個人情報保護法第26条第1項に基づき、個人情報保護法施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、通則ガイドライン3-5-3に従って、個人情報保護委員会、金融庁長官、財務局長、財務支局長又は都道府県知事に報告を行う必要があります(報告先については、間V-3をご参照下さい)。

※個人情報保護法施行規則第7条各号に定める事態(通則ガイドライン3-5-3-1)

V 漏えい等報告

(問Ⅴ-1) [略]

(問V-2) 個人データ等の漏えい等が発生した場合、金融機関は個人情報保護委員会又は監督当局に報告する義務を負うか。

(答)

金融機関は、個人データ等の漏えい等が発生した場合、以下のと おり、個人情報保護委員会又は監督当局に報告する義務又は努力 義務を負います。

(1) 個人情報保護法に基づく報告(金融分野ガイドライン第 11 条 第 1 項前段:義務規定)

個人情報保護法第26条第1項に基づき、個人情報保護法施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、通則ガイドライン3-5-3に従って、個人情報保護委員会、金融庁長官、財務局長、財務支局長又は都道府県知事に報告を行う必要があります(報告先については、間V-3をご参照下さい)。

※個人情報保護法施行規則第7条各号に定める事態(通則ガイドライン3-5-3-1)

- ①要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又 は発生したおそれがある事態
- ②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態③不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ(当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ④個人データに係る本人の数が 1,000 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

なお、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある<u>「個人データ」</u>について、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合には、報告を要しません。

※個人情報保護法施行規則第7条の「個人データ」の考え方(通 則ガイドライン 3-5-1-1)

規則第7条は、法第26条第1項に基づく漏えい等の報告の対象 となる事態について定めているところ、規則第7条に規定する 「個人データ」とは、個人情報取扱事業者が取り扱う個人データ をいう。

ただし、同条第3号に規定する「個人データ」には、「当該個人 情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報で

### 改正前

- ①要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又 は発生したおそれがある事態
- ②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 ③不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ④個人データに係る本人の数が 1,000 人を超える漏えい等が発生 し、又は発生したおそれがある事態

なお、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある<u>個人データ</u>について、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合には、報告を要しません。

<u>あって、個人データとして取り扱われることが予定されているも</u> の」が含まれる。

そのため、同号に定める事態との関係では、「個人データ」は、 個人情報取扱事業者が取り扱う個人データに加え、「当該個人情報 取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であっ て、個人データとして取り扱われることが予定されているもの」 を含む。

## (2)~(3) [略]

(表1)個人データ等の漏えい等の発生時における個人情報保護 委員会又は監督当局への報告に関する規定

規定	対象となる情報	対象事業者	位置付け
(1)個人情報保護法に基づく報告	「個人データ」 (個人情報保護法施行規則第7条各号 に該当する事態が生じたとき)	個人情報取 扱事業者	報告義務
(2)各業法に基づく報告	個人顧客に関する個人データ	各業法の適 用を受ける 全ての金融 機関	報告義務
(3)金融分野ガイドラインに基づく報告((1)(2)を除く)	・個人情報 ・仮名加工情報に係る削除情報等 ・匿名加工情報に係る加工方法等情報 (ただし、個人顧客に関する個人データ を除く)	金融分野に おける個人 情報取扱事 業者	報告の努力義務

# (2)~(3) 「略]

(表 1) 個人データ等の漏えい等の発生時における個人情報保護 委員会又は監督当局への報告に関する規定

改正前

規定	対象となる情報	対象事業者	位置付け
(1)個人情報保護 法に基づく報告	個人データ (個人情報保護法施行規則第7条各号 に該当する事態が生じたとき)	個人情報取 扱事業者	報告義務
(2)各業法に基づく報告	個人顧客に関する個人データ	各業法の適 用を受ける 全ての金融 機関	報告義務
(3)金融分野ガイドラインに基づく報告((1)(2)を除く)	・個人情報 ・仮名加工情報に係る削除情報等 ・匿名加工情報に係る加工方法等情報 (ただし、個人顧客に関する個人データ を除く)	金融分野に おける個人 情報取扱事 業者	報告の努力

(表2)対象となる情報の整理(報告の義務がかかるのは網掛けの 部分)

	個人に関する情報	
	<u>「個人データ」</u>	個人情報、削除情報等及び加工方法等情報
顧客	(1)の報告義務 (2)の報告義務	(3)の努力義務
非顧客	(1)の報告義務 <sup>(注)</sup> (3)の努力義務 <sup>(注)</sup>	(3)の努力義務 (注)

(注)金融機関自身の雇用管理情報や株主情報の中に含まれる個人 データの漏えい等について、個人情報保護法第 26 条第 1 項に 基づき漏えい等報告を行う場合には、個人情報保護委員会に対 して報告を行う必要があります。

また、金融機関自身の雇用管理情報や株主情報の中に含まれる個人データや個人情報等の漏えい等については、各業法、金融分野ガイドライン及び実務指針の対象外であるため、(2)の報告義務、(3)の努力義務の対象とはなりません。ただし、これらの情報であっても、漏えい等が発生し、金融機関の信用を害するおそれがある場合には、任意に監督当局へ報告していただくことが望ましいと考えます。

(問V-3) 個人データ等の漏えい等が発生した場合において、漏えい等報告を行う場合の報告先はどこか。

## 改正前

(表2)対象となる情報の整理(報告の義務がかかるのは網掛けの 部分)

	個人に関する情報	
	個人データ	個人情報、削除情報等及び加工方法等情報
顧客	(1)の報告義務 (2)の報告義務	(3)の努力義務
非顧客	(1)の報告義務 <sup>(注)</sup> (3)の努力義務 <sup>(注)</sup>	(3)の努力義務 <sup>(注)</sup>

(注)金融機関自身の雇用管理情報や株主情報の中に含まれる個人 データの漏えい等について、個人情報保護法第 26 条第 1 項に 基づき漏えい等報告を行う場合には、個人情報保護委員会に対 して報告を行う必要があります。

また、金融機関自身の雇用管理情報や株主情報の中に含まれる個人データや個人情報等の漏えい等については、各業法、金融分野ガイドライン及び実務指針の対象外であるため、(1)の報告義務、(3)の努力義務の対象とはなりません。ただし、これらの情報であっても、漏えい等が発生し、金融機関の信用を害するおそれがある場合には、任意に監督当局へ報告していただくことが望ましいと考えます。

(問V-3) 個人データ等の漏えい等が発生した場合において、漏えい等報告を行う場合の報告先はどこか。

改正後 改下前 (答) (答) 1. 個人情報保護法に基づく報告(金融分野ガイドライン第 11 条 1. 個人情報保護法に基づく報告(金融分野ガイドライン第 11 条 第1項前段)

個人情報保護法第 26 条第 1 項に基づき漏えい等報告を行う場合 の報告先は、以下のとおりとなります。

- (1) 「略]
- (2) 「略]
- (注) 金融機関自身の雇用管理情報や株主情報の中に含まれる「個 に基づき漏えい等報告を行う場合には、個人情報保護委員会に 対して報告を行う必要があります。
- 2. ~3. 「略]

(間 V-4 ) ~ (間 V-12) 「略]

|(問V-13) 個人データ等の漏えい等が発生した場合、金融機関は本|| 人に通知する義務を負うか。

(答)

金融機関は、個人データ等の漏えい等が発生した場合、以下のと おり、本人に通知等する義務又は努力義務を負います。

(1) 個人情報保護法に基づく通知等(金融分野ガイドライン第 11 (1) 個人情報保護法に基づく通知等(金融分野ガイドライン第 11 条第3項前段:義務規定)

第1項前段)

個人情報保護法第 26 条第 1 項に基づき漏えい等報告を行う場合の 報告先は、以下のとおりとなります。

- (1) 「略]
- (2) 「略〕
- (注) 金融機関自身の雇用管理情報や株主情報の中に含まれる個人 人データ」の漏えい等について、個人情報保護法第26条第1項|データの漏えい等について、個人情報保護法第26条第1項に基づ き漏えい等報告を行う場合には、個人情報保護委員会に対して報告 を行う必要があります。
  - 2. ~3. 「略]

【(問 V-13) 個人データ等の漏えい等が発生した場合、金融機関は本 人に通知する義務を負うか。

(答)

金融機関は、個人データ等の漏えい等が発生した場合、以下のと おり、本人に通知等する義務又は努力義務を負います。

条第3項前段:義務規定)

改正前

個人情報保護法第 26 条第 2 項に基づき、個人情報保護法施行規 則第 7 条各号に定める事態を知ったときは、通則ガイドライン 3-5-4 に従って、本人への通知を行う必要があります。本人への通知が困難である場合は、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講ずることによる対応が認められます。

※個人情報保護法施行規則第7条各号に定める事態 (通則ガイドライン 3-5-3-1)

- ①要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又 は発生したおそれがある事態
- ②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある 事態
- ③不正の目的をもって行われたおそれがある<u>当該個人情報取扱</u>事業者に対する行為による個人データ(当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ④個人データに係る本人の数が 1,000 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

なお、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある<u>「個人データ」</u>について、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合には、本人への通知等を要しません。

(2) [略]

個人情報保護法第 26 条第 2 項に基づき、個人情報保護法施行規 則第 7 条各号に定める事態を知ったときは、通則ガイドライン 3-5-4 に従って、本人への通知を行う必要があります。本人への通知 が困難である場合は、本人の権利利益を保護するために必要な代替 措置を講ずることによる対応が認められます。

- ※個人情報保護法施行規則第7条各号に定める事態(通則ガイドライン3-5-3-1)
- ①要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又 は発生したおそれがある事態
- ②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある 事態
- ③不正の目的をもって行われたおそれがある<u>個人データ</u>の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ④個人データに係る本人の数が 1,000 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

なお、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある<u>個人データ</u>について、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合には、本人への通知等を要しません。

(2) [略]

ᄽ	ᇎ	丝
C:Y	IL	175

(問V-14)「個人データ」の漏えい等が発生した場合、事実関係及 び再発防止策等について、公表すべきか。

改正前

(問 V-14)「個人データ」の漏えい等が発生した場合、事実関係及 び再発防止策等について、公表すべきか。

## (答)

個人情報取扱事業者は、「個人データ」の漏えい等が発生した場合、漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表することが望ましいと考えられます(通則ガイドライン3-5-2)。

「略]

## (答)

個人情報取扱事業者は、<u>個人データ</u>の漏えい等が発生した場合、漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表することが望ましいと考えられます(通則ガイドライン 3-5-2)。

「略〕